

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）

第7条（試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

2022年6月28日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所高速実験炉部

第7条：試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

目 次

1. 要求事項の整理
2. 設置許可申請書における記載
3. 設置許可申請書の添付書類における記載
 - 3.1 安全設計方針
 - 3.2 気象等
 - 3.3 設備等
4. 要求事項への適合性
 - 4.1 基本方針
 - 4.2 人の不法な侵入の防止
 - 4.3 不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止
 - 4.4 不正アクセス行為の防止
 - 4.5 要求事項（試験炉設置許可基準規則第7条）への適合性説明

(別紙)

- 別紙1：人の不法な侵入の防止に係る具体的な管理方法
- 別紙2：爆発物、易燃物等の危険物の持ち込み制限に係る具体的な管理方法
- 別紙3：不正アクセス行為の防止に係る具体的な管理方法

(添付)

- 添付1：設置許可申請書における記載
- 添付2：設置許可申請書の添付書類における記載（安全設計）
- 添付3：設置許可申請書の添付書類における記載（適合性）
- 添付4：設置許可申請書の添付書類における記載（設備等）

< 概 要 >

試験研究用等原子炉施設の設置許可基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する高速実験炉原子炉施設の適合性を示す。

1. 要求事項の整理

試験炉設置許可基準規則第7条における要求事項等を第1.1表に示す。本要求事項は、新規制基準における追加要求事項に該当する。

第1.1表 試験炉設置許可基準規則第7条における要求事項及び本申請における変更の有無

要求事項	変更の有無
<p>1 工場等には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第十八条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <ul style="list-style-type: none">第7条の要求には、工場等内の人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による工場等外からの爆破物又は有害物質の持ち込み及びサイバーテロへの対策が含まれる。	有

2. 設置許可申請書における記載

添付 1 参照

3. 設置許可申請書の添付書類における記載

3.1 安全設計方針

(1) 設計方針

添付 2 参照

(2) 適合性

添付 3 参照

3.2 気象等

該当なし

3.3 設備等

添付 4 参照

※ 添付の朱書き：審査進捗を踏まえて記載を見直す箇所

4. 要求事項への適合性

4.1 基本方針

原子炉施設には、原子炉施設への人の不法な侵入、原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける。

4.2 人の不法な侵入の防止

原子炉施設への人の不法な侵入（人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為を含む。）を防止するため、安全施設を含む区域は、これらの区域への接近管理及び出入管理を行うことができるように設計する。大洗研究所においては、人及び車両の立入りを制限するための区域を設定し、柵等の障壁を設置する。当該区域の出入口は常時監視又は施錠管理を行える設計とする。また、原子炉施設の周辺には、接近管理及び出入管理を行う区域を設定し、柵等の障壁を設置するとともに、原子炉施設には、鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁を有する区域を設け、出入口の常時監視又は施錠管理により、人の立入りを制限する【人の不法な侵入の防止に係る具体的な管理方法：別紙1参照】。

4.3 不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止

原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件（以下「不正な物品」という。）が持ち込まれること（郵便物等による爆破物又は有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、原子炉施設には、柵等の障壁を設け、持ち込みルートを限定し、持ち込まれる物件を管理できるように設計する。大洗研究所の外部から搬入される郵便物や宅配物については、大洗研究所の立入りを制限するための区域外に確認場所を設け、検査装置を用いて確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。原子炉施設の立入りを制限するための区域へ入域する際は、警備員等による携帯品等の持込確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする【爆発物、易燃物等の危険物の持ち込み制限に係る具体的な管理方法：別紙2参照】。

4.4 不正アクセス行為の防止

原子炉施設のプラント計測・制御機能を有する安全施設及び核物質防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通した外部からのアクセスを遮断する設計とし、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）により、電子計算機等に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるよう設計する。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュータウイルスに感染する等によるシステムの異常動作を防止するため、原子炉施設の出入管理により、物理的アクセスを制限するとともに、関係者以外のアクセスを防止する設計とする【不正アクセス行為の防止に係る具体的な管理方法：別紙3参照】。

4.5 要求事項（試験炉設置許可基準規則第7条）への適合性説明

（試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

第七条 工場等には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第十八条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

原子炉施設には、原子炉施設への人の不法な侵入、原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける。核物質防護に係るものについては核物質防護対策の一環としても実施する。

（1）人の不法な侵入の防止

原子炉施設への人の不法な侵入（人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為を含む。）を防止するため、安全施設を含む区域は、これらの区域への接近管理及び出入管理を行うことができるように設計する。大洗研究所においては、人及び車両の立入りを制限するための区域を設定し、柵等の障壁を設置する。当該区域の出入口は常時監視又は施錠管理を行える設計とする。また、原子炉施設の周辺には、接近管理及び出入管理を行う区域を設定し、柵等の障壁を設置するとともに、原子炉施設には、鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁を有する区域を設け、出入口の常時監視又は施錠管理により、人の立入りを制限する。

（2）不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止

原子炉施設に、不正な物品が持ち込まれること（郵便物等による爆破物又は有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、原子炉施設には、柵等の障壁を設け、持ち込みルートを限定し、持ち込まれる物件を管理できるように設計する。大洗研究所の外部から搬入される郵便物や宅配物については、大洗研究所の立入りを制限するための区域外に確認場所を設け、検査装置を用いて確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。原子炉施設の立入りを制限するための区域へ入域する際は、警備員等による携帯品等の持込品確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。

（3）不正アクセス行為の防止

原子炉施設のプラント計測・制御機能を有する安全施設及び核物質防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通した外部からのアクセスを遮断する設計とし、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）により、電子計算機等に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるように設計する。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュータウイルスに感染する等によるシステムの異常動作を防止するため、原子炉施設の出入管理により、物理的アクセス

を制限するとともに、関係者以外のアクセスを防止する設計とする。

人の不法な侵入の防止に係る具体的な管理方法

原子炉施設への人の不法な侵入を防止するため、「常陽」原子炉施設の周辺に、人の立入りを制限するための「立入制限区域」、防護区域の特定核燃料物質の防護をより確実に行うための「周辺防護区域」を設定して、接近管理及び出入管理を行う。また、建物内においては、特定核燃料物質の防護のための「防護区域」を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によって区画している。

【立入制限区域】

- ・ 大洗研究所においては、敷地の周辺に柵等の障壁を設置し、核物質防護のための「立入制限区域」を設定。
- ・ 立入制限区域の出入口は常時監視又は施錠管理し、人及び車両の立入りを制限。さらに、警備員による巡視を実施。
- ・ 立入制限区域への入域については、立入制限区域への入域の必要性確認及び公的身分証明書による身分確認を実施。

【周辺防護区域及び防護区域】

- ・ 原子炉施設の周辺に柵等の障壁を設置し、核物質防護のための「周辺防護区域」を設定するとともに、原子炉施設には、鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁により区画した「防護区域」を設置。
- ・ 周辺防護区域の出入口は常時監視又は施錠管理し、人及び車両の立入りを制限。また、周辺防護区域の境界周辺に、照明設備や侵入検知・警報システム等を設け、人の不法な侵入を監視。さらに、警備員等による巡視を実施。
- ・ 防護区域の出入口は常時監視又は施錠管理し、人の立入りを制限。また、人の不法な侵入を監視するため、防護区域内及び防護区域障壁等について、警備員等による巡視及び監視を実施。
- ・ 周辺防護区域又は防護区域への入域については、周辺防護区域又は防護区域への入域の必要性確認及び公的身分証明書による身分確認を実施。

緊急時に治安当局に迅速かつ確実に通報するために、警備所に、通信連絡設備を確保している。なお、本通信連絡設備は、設置許可基準規則第 30 条（通信連絡設備等）の通信連絡設備とは別の設備である。

爆発物、易燃物等の危険物の持ち込み制限
に係る具体的な管理方法

原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること（郵便物等による爆破物又は有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、「常陽」原子炉施設の周辺に、人の立入りを制限するための「立入制限区域」を設定し、柵等の障壁を設けることで、持ち込みルートを限定し、持ち込まれる物件を管理できるようにしている。

大洗研究所の外から搬入される郵便物や宅配物については、立入制限区域の外に点検場所を設け、点検を行う。点検は、検査装置又は開梱により行う。なお、不審物（差出人不明や紐が付いている（爆発物導火線）もの）は、開封せず敷地内へ搬入しない。点検の結果、異常のないことが確認されたもののみを原子炉施設の宛先人に渡すこととしている。また、臨時立入者の立入制限区域への入域時には、入構車両の点検及び必要に応じて入構者に対する携帯品等の持込品確認を行っている。

周辺防護区域や防護区域にあつては、臨時立入者の入域時に、その出入口において、臨時立入者の出入管理及び携帯品等の持込品確認を行っている。また、防護区域内においては、常時立入者が同行し、監督を行っている。なお、核物質防護規定では、業務遂行に必要な物以外の物を持ち込まないこと、大型特殊工具等を持ち込む場合は、事前に申請して許可を得ることを定めている。

不正アクセス行為の防止に係る具体的な管理方法

サイバーテロを含む不正アクセス行為を防止するため、原子炉施設のプラント計測・制御機能を有する安全施設及び核物質防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通して妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計としている。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュータウイルスに感染する等によるシステムの異常動作を防止するため、原子炉施設の出入管理により、物理的アクセスを制限するとともに、関係者以外のアクセスを防止する設計としている。

原子炉保護系にあつては、ハードワイヤードロジック（補助継電器や配線等で構成し、ハードウェアによる物理的な結線で命令を実行）で構成されており、ソフトウェアを用いないアナログ回路としている。また、原子炉保護系は、その他の計測制御系統施設から機能的に分離されたものとしており、不正アクセス行為による被害が生じることはない。

原子炉出力制御系にあつては、制御棒及び制御棒駆動系で構成し、運転員が、中央制御室において、核計装等の指示値を監視しながら、原子炉制御盤の引き抜き・挿入スイッチを手動操作することで、制御棒駆動系により、制御棒の位置を調整し、通常運転時の出力調整、臨界点調整及び燃料の燃焼による反応度低下に対する出力調整等を行うものであり、ソフトウェアを用いないアナログ回路としている。また、原子炉出力制御系は、その他の計測制御系統施設から機能的に分離されたものとしており、不正アクセス行為による被害が生じることはない。

原子炉制御系として、原子炉冷却材温度制御系及び1次冷却材流量制御系を有する。これらには、ソフトウェアを用いた電子計算機が使用される。これらは、外部ネットワークと接続されていない独立したシステムとすることで、電気通信回線を通じた原子炉制御系に対する外部からのアクセスを遮断する。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュータウイルスに感染する等によるシステムの異常動作を防止するため、原子炉制御系を中央制御室に設置し、常時監視できる環境とすることで、関係者以外のアクセスを防止する設計とするとともに、中央制御室について、出入口を施錠管理できる区域に設置し、核物質防護に係る原子炉施設の出入管理（区域の設定、障壁の設置及び出入口の管理等）により人の不法な侵入を防止することで、物理的アクセスを制限する。

なお、中央制御室外原子炉停止盤は、中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を停止できるように、手動スクラムボタンを設置（原子炉保護系に接続）するが、ソフトウェアを用いないアナログ回路により構成するため、不正アクセス行為による被害が生じることはない。

「常陽」では上記措置を講じることで、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）により、電子計算機等に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるようにしている。

添付 1 設置許可申請書における記載

5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ロ. 試験研究用等原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本方針に基づき、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。

- c. 原子炉施設には、原子炉施設への人の不法な侵入、原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける。

添付2 設置許可申請書の添付書類における記載（安全設計）

添付書類八

1. 安全設計の考え方

1.1 安全設計の方針

1.1.9 人の不法な侵入等の防止に関する基本方針

原子炉施設には、原子炉施設への人の不法な侵入、原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける。

(1) 人の不法な侵入の防止

原子炉施設への人の不法な侵入（人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為を含む。）を防止するため、安全施設を含む区域は、これらの区域への接近管理及び出入管理を行うことができるように設計する。大洗研究所においては、人及び車両の立入りを制限するための区域を設定し、柵等の障壁を設置する。当該区域の出入口は常時監視又は施錠管理を行える設計とする。また、原子炉施設の周辺には、接近管理及び出入管理を行う区域を設定し、柵等の障壁を設置するとともに、原子炉施設には、鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁を有する区域を設け、出入口の常時監視又は施錠管理により、人の立入りを制限する。

(2) 不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止

原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件（以下「不正な物品」という。）が持ち込まれること（郵便物等による爆破物又は有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、原子炉施設には、柵等の障壁を設け、持ち込みルートを限定し、持ち込まれる物件を管理できるように設計する。大洗研究所の外部から搬入される郵便物や宅配物については、大洗研究所の立入りを制限するための区域外に確認場所を設け、検査装置を用いて確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。原子炉施設の立入りを制限するための区域へ入域する際は、警備員等による携帯品等の持込確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。

(3) 不正アクセス行為の防止

原子炉施設のプラント計測・制御機能を有する安全施設及び核物質防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じた外部からのアクセスを遮断する設計とし、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）により、電子計算機等に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるように設計する。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュータウイルスに感染する等によるシステムの異常動作を防止するため、原子炉施設の出入管理により、物理的アクセスを制限するとともに、関係者以外のアクセスを防止する設計とする。

添付 3 設置許可申請書の添付書類における記載（適合性）

添付書類八

1. 安全設計の考え方

1.8 「設置許可基準規則」への適合

原子炉施設は、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。各条文に対する適合のための設計方針は次のとおりである。

(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第七条 工場等には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第十八条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

原子炉施設には、原子炉施設への人の不法な侵入、原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける。**核物質防護に係るものについては核物質防護対策の一環としても実施する。**

(1) 人の不法な侵入の防止

原子炉施設への人の不法な侵入（人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為を含む。）を防止するため、安全施設を含む区域は、これらの区域への接近管理及び出入管理を行うことができるように設計する。**大洗研究所においては、人及び車両の立入りを制限するための区域を設定し、柵等の障壁を設置する。当該区域の出入口は常時監視又は施錠管理を行える設計とする。また、原子炉施設の周辺には、接近管理及び出入管理を行う区域を設定し、柵等の障壁を設置するとともに、原子炉施設には、鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁を有する区域を設け、出入口の常時監視又は施錠管理により、人の立入りを制限する。**

(2) 不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止

原子炉施設に、**不正な物品**が持ち込まれること（郵便物等による爆破物又は有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、原子炉施設には、柵等の障壁を設け、持ち込みルートを限定し、持ち込まれる物件を管理できるように設計する。**大洗研究所の外部から搬入される郵便物や宅配物については、大洗研究所の立入りを制限するための区域外に確認場所を設け、検査装置を用いて確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。原子炉施設の立入りを制限するための区域へ入域する際は、警備員等による携帯品等の持込品確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。**

(3) 不正アクセス行為の防止

原子炉施設のプラント計測・制御機能を有する**安全施設及び核物質防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム**は、**電気通信回線を通した外部からのアクセスを遮断する設計とし、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）により、電子計算機等に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるよう設計する。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュータウイルスに感染する等によるシステムの異常動作を防止するため、原子炉施設の出入管理により、物理的アクセスを制限するとともに、関係者以外のアクセスを防止する設計とする。**

添付書類八の以下の項目参照

1. 安全設計の考え方

添付 4 設置許可申請書の添付書類における記載（設備等）

添付書類八

2. プラント配置並びに建物・構築物の概要

2.1 全体配置

大洗研究所（南地区）の敷地の面積は、約 160 万 m² であり、大洗研究所（北地区）と共用している。当該敷地の東西の幅は約 1.2km、南北の幅は約 1.9km である。原子炉の炉心の中心から敷地境界までの最短距離は東方向に約 180m である。大洗研究所（南地区）敷地内には、原子炉の炉心の中心より南方向約 640m の位置に重水臨界実験装置がある。なお、西方向約 620m の位置及び約 640m の位置には、それぞれ大洗研究所（北地区）の JMTR 原子炉施設及び HTTR 原子炉施設がある。また、北方向約 700m の位置に北門、南方向約 900m の位置に南門がある。原子炉施設の位置を第 2.1 図に示す。

原子炉施設の全体配置図を第 2.2 図に示す。原子炉施設は、主要な建物として、原子炉建物及び原子炉附属建物、主冷却機建物、第一使用済燃料貯蔵建物、第二使用済燃料貯蔵建物、廃棄物処理建物、旧廃棄物処理建物、メンテナンス建物を有する。

原子炉建物及び原子炉附属建物は、ほぼ正方形の平面形状を有し、そのほぼ中心に格納容器が配置される。また、原子炉建物及び原子炉附属建物の北側に接して、主排気筒を設ける。

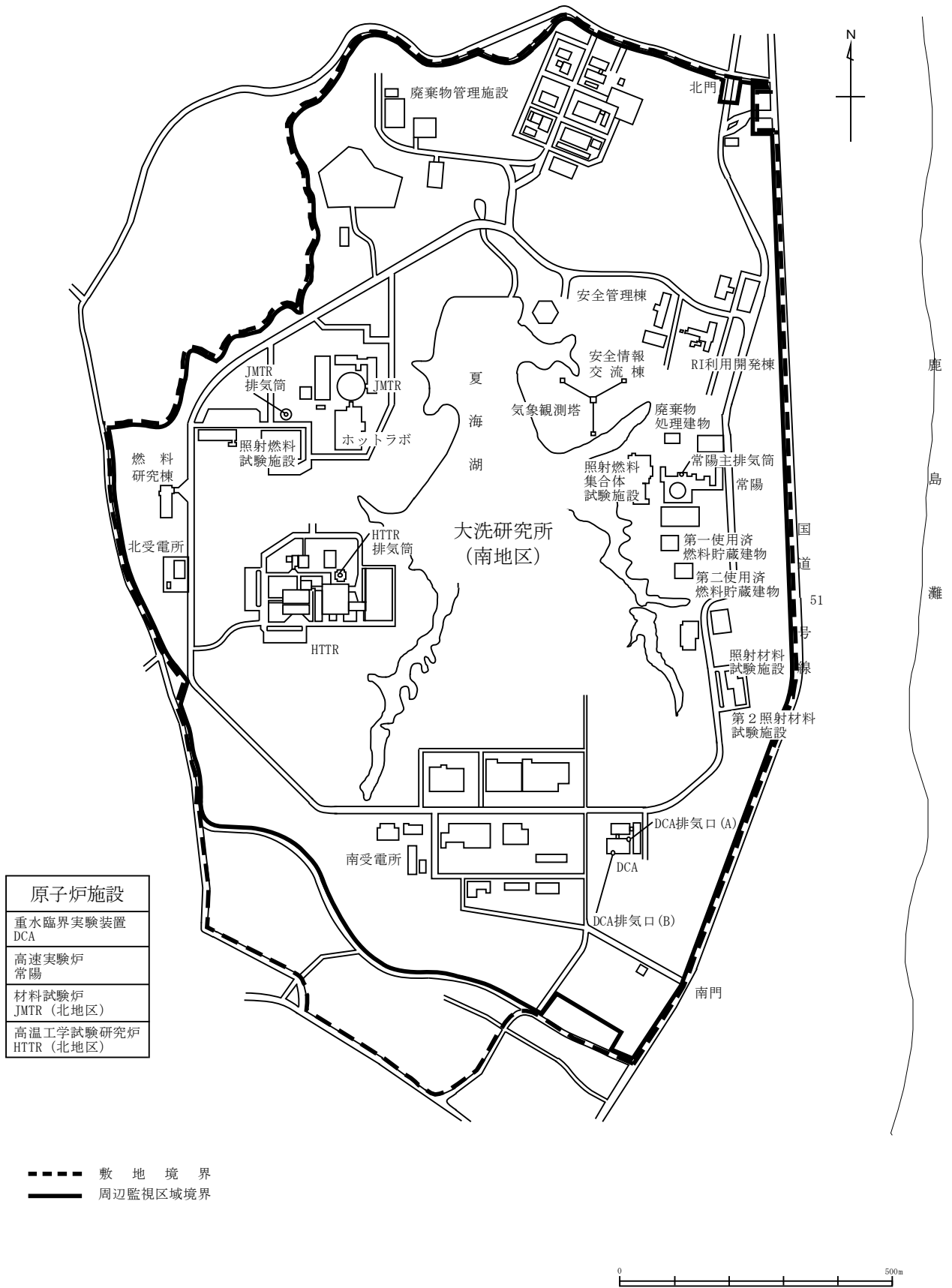
原子炉建物及び原子炉附属建物の南側には、主冷却機建物を配置する。さらに、主冷却機建物の南側には、第一使用済燃料貯蔵建物及び第二使用済燃料貯蔵建物を配置する。

原子炉建物及び原子炉附属建物の北側には、旧廃棄物処理建物及び廃棄物処理建物を配置する。なお、原子炉建物及び原子炉附属建物の北西方向には照射燃料集合体試験施設が、北東方向には照射装置組立検査施設が位置する。

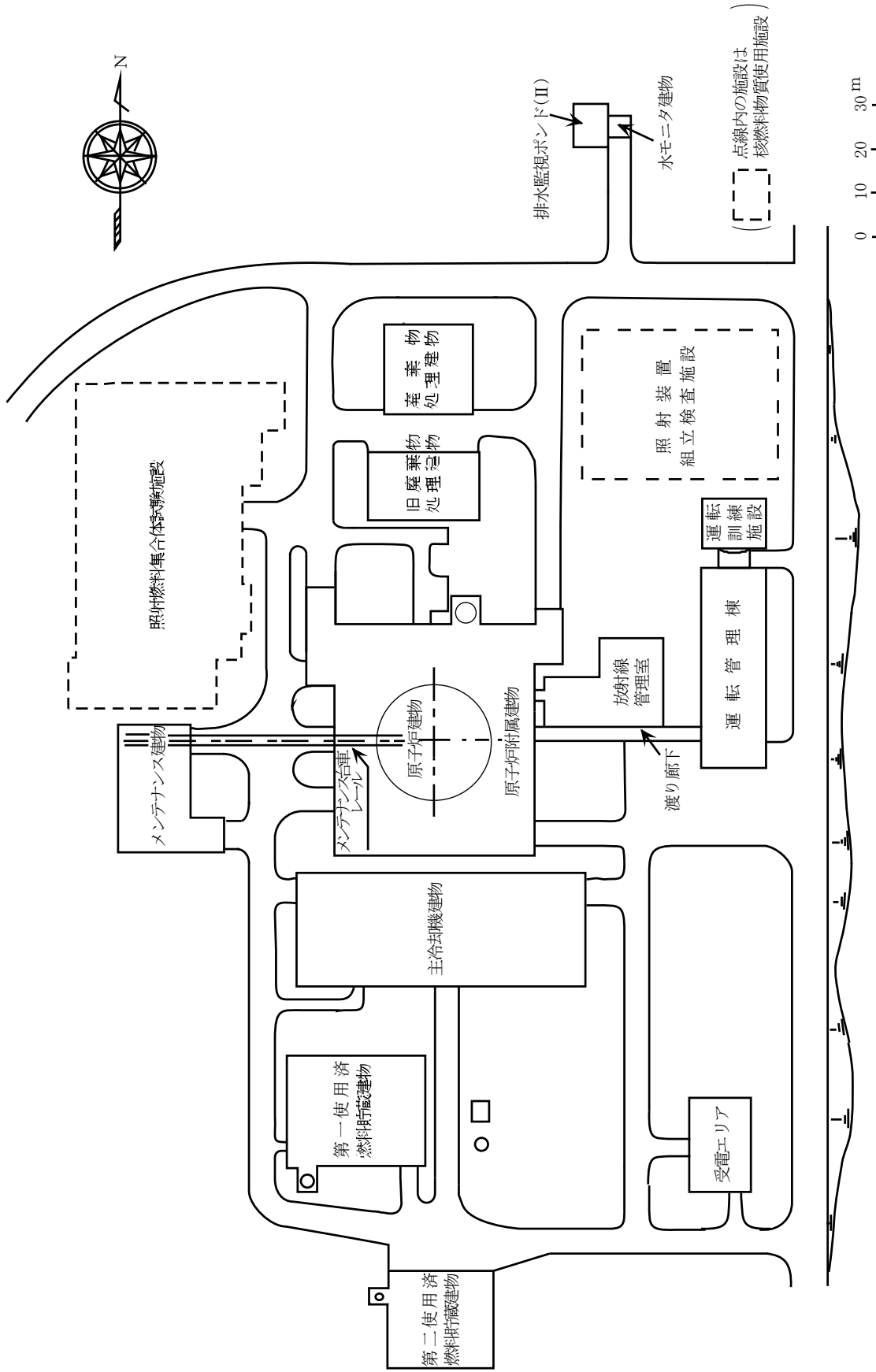
原子炉建物及び原子炉附属建物の西側には、メンテナンス建物を配置する。また、大洗研究所（南地区）南受電所から商用電源（外部電源）を受電する設備は、主冷却機建物の南東方向に設ける。

原子炉施設の建物周辺には、道路を設け、各建物の出入口等において分岐するものとする。なお、安全施設を含む区域は、原子炉施設への人の不法な侵入（人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為を含む。）を防止するため、これらの区域への接近管理及び出入管理を行うことができるように設計する。また、原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること（郵便物等による爆破物又は有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、原子炉施設には、柵等の障壁を設け、持ち込みルートを限定し、持ち込まれる物件を管理できるようにする。

原子炉施設の安全避難通路には、その位置を容易に識別できるように、誘導灯又は誘導標識を設ける。また、安全避難通路等に設置した照明の一部については、非常用ディーゼル電源系又は直流無停電電源系より給電できるものとし、通常の照明用の電源を喪失した場合においても、機能を損なわないように設計する。さらに、設計基準事故時に、昼夜及び場所を問わず、原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となるよう、バッテリー内蔵型の可搬型照明を配備する



第 2.1 図 原子炉施設の位置



第 2.2 図 原子炉施設全体配置図